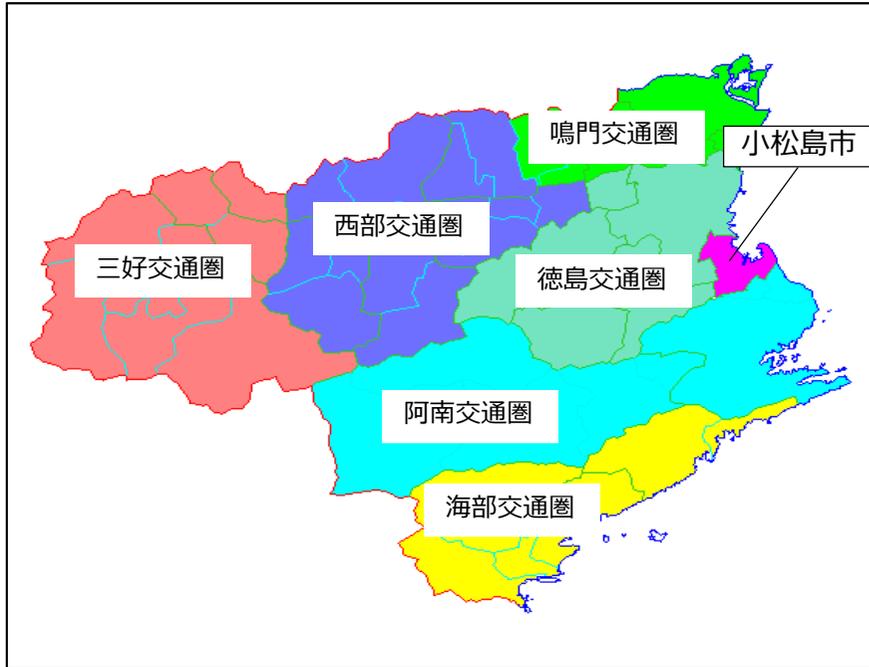


営業区域

四国運輸局が定める交通圏
(旅客の発地又は着地のいずれかが営業区域内にあること。)



損害賠償能力

対人8,000万、対物200万以上の任意保険等に加入していること。

車両の点検・整備

3ヶ月ごとの定期点検整備。
1年ごとの車検。



事業用施設

営業区域内に営業所・車庫・休憩・睡眠施設があること。
(営業所と車庫間は原則 2 km以内)



車両数

原則、5両以上。
ただし四国運輸局長が認める地域については1両以上5両未満。

運転者

第二種運転免許を有しており、タクシー運転者講習を受講し、タクシー運転者登録証の交付を受けた者。



運行管理体制

運行管理者の有資格者が選任されていること。(各営業所 5 両以上)
点呼や運転者の指導等の運行管理が確実に実施される体制が確立されていること。

整備管理体制

整備管理者の有資格者が選任されていること (各営業所 5 両以上)
点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であり、整備管理を行う体制が整備されていること。